



## 陸前高田市住まいるリフォーム支援事業

## 住宅のリフォーム費用を商品券で助成します！

SDGs GOAL 11 住み続けられるまちづくりを

市では、住宅関連産業や地域経済の活性化のため、一定の要件のもとで住宅をリフォーム(※1)する場合、その費用の一部を陸前高田地域共通商品券で助成します。

※1 住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持または機能向上のための工事(建築設備単体の設置および交換や外構の工事は除く)

## 商品券交付までの流れ



※2 工事着工前に交付決定を受ける必要があります。

## 助成額

工事費の5分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円が上限。

	工事費	助成額
例1	123万4千円	24万6千円 (1,000円未満切り捨て)
例2	200万円	30万円 (上限30万円)

## 対象者(①~④をすべて満たす人)

- ①市内にある対象住宅に居住している人、または事業完了までに対象住宅への居住を予定している人
- ②当該住宅の所有者、相続人の代表者または当該住宅の所有者の同意を得ている人
- ③助成を受けようとする人および生計を同一にする世帯員に市税などの滞納がない人
- ④過去5年間に、この事業に基づく助成を受けていない人

## 対象となる住宅(①~④をすべて満たす住宅)

- ①市内にある住宅
- ②専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅
- ③建築後5年以上経過している住宅
- ④過去5年間に、この事業に基づく助成を受けていない住宅



## 対象となる工事(①~③をすべて満たす工事)

- ①工事費が30万円以上の工事
- ②市内に主となる事業所もしくは本店を有する法人または個人で工事を施工する者が実施する工事
- ③令和8年3月19日(木)までに事業完了ができる工事

問い合わせ先 市役所住宅政策室住宅政策係(内線482)

## 市制施行70周年記念 冠事業を募集します

SDGs GOAL 11 住み続けられるまちづくりを

本市は、令和7年1月1日に市制施行70周年を迎えました。

令和7年度と8年度に市民、団体、企業など、皆さんが実施する各事業に「陸前高田市市制施行70周年記念事業」の冠を付すことができます。

手続きは、右のフォームから入力または企画政策課に備え付けの申請書を提出してください。

お申し込みはこちら



問い合わせ先 市役所企画政策課秘書係(内線333)

SDGs GOAL 10 人や国の不平等をなくそう SDGs GOAL 12 つくる責任 つかう責任

## 市営住宅とみなし特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています

募集期間および対象住宅(定期募集) 6月16日(月)から27日(金)まで

町名	団地名	建築年度	構造	市営住宅					みなし特定公共賃貸住宅
				1DK	2DK	3DK	ペット可	車いす対応	
高田町	鳴石第3	H13	木造	-	1戸	-	-	-	常時申し込みを受け付けています。
	下和野	H26	RC	-	1戸	-	-	-	
	中田	H27	RC	1戸	1戸	-	2DK:1戸 3DK:1戸	-	
気仙町	水上	H26	RC	-	-	1戸	-	-	
	今泉	H28	RC	-	-	-	-	2DK:1戸	
米崎町	脇の沢	H29	RC	-	4戸	-	-	2DK:1戸	
小友町	西下	H26	RC	-	1戸	-	-	-	
広田町	大野	H27	RC	-	2戸	-	-	-	

## 家賃

入居世帯の総所得、団地、間取りによって決定します。世帯ごとに異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 申込資格(①~③のすべてに該当する人)

## (1)市営住宅(住宅に困窮する低額所得者を対象とした住宅)

- ①入居しようとする世帯全員の所得総額が月額158,000円以下の世帯  
※高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、18歳以下の人がある世帯、妊婦がいる世帯については月額214,000円以下の世帯
- ②転勤や結婚などのために現に住宅に困っている人
- ③申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。



## (2)みなし特定公共賃貸住宅(中堅所得者層を対象とし、優良な住環境を提供するための住宅)

- ①入居しようとする世帯全員の所得総額が月額158,001円以上487,000円以下の世帯
- ②次のいずれかに該当する人
  - ・満40歳以下の人
  - ・満41歳以上で親族と同居して入居する人、または1年以内に親族と同居を予定している人
  - ・勤務状況などにより親族との同居が困難な人
- ③申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。

## 必要書類(郵送は不可となりますので、下記提出先までご持参ください)

- ①入居申込書(市営住宅管理センター、市役所住宅政策室で配布。市営住宅管理センターホームページからもダウンロードできます。)
- ②入居希望者全員の**本籍が記載された住民票**(市役所市民課発行)
- ③18歳以上(高校生を除く)の入居希望者全員の**所得課税扶養証明書(令和7年度)**  
※6月6日(金)より発行可能となります。(市役所市民課発行)
- ④障害者手帳などの写し(障がいのある人)
- ⑤納税証明書…滞納があった場合、入居者を選考する際に、著しく不利な取り扱いとなります。  
※取得する際には税目ごとではなく、「滞納がないことを一括で証明する内容」と窓口でお話してください。(市役所市民課発行)

詳細はこちら



提出先 陸前高田市営住宅管理センター(指定管理者:株式会社長谷川建設)

〒029-2205 陸前高田市高田町字西和野200番地

常時募集  
しています

これまでの定期募集で入居者が決まらなかった空き部屋については、**申込期間を定めずに、常時申し込みが可能**となっています。申し込みが可能な部屋については、お問い合わせください。

問い合わせ先 陸前高田市営住宅管理センター ☎0192(47)5180 または 市役所住宅政策室住宅政策係(内線482)